

# 中間前払金制度について

大和市では、緊急経済対策に事業として、「中間前払金制度」を導入し、受注企業の資金調達確保による経営の安定を支援するため、市が発注する工事の請負業者に「中間前払金」の支払いを行います。

## 1．中間前払金とは

工事請負において、当初の前払金（契約金額の4割）に加え、工期半ばで契約金額の2割を追加して行う前払金のことです。国等においては、いわゆる「部分払」に変わる制度として利用されています。

## 2．中間前払金のメリット

「部分払」に比べ、発注者（市）及び請負業者双方の事務の省力化が図れる。  
請負業者の資金繰りが改善される。  
市が発注する公共工事の適正な施工に寄与される。

## 3．中間前払金の対象となる工事

契約金額が1件500万円以上の工事で、当初の前払金がないことが前提です。

## 4．中間前払金の割合

契約金額の2割を超えない範囲内です。ただし、当初の前払金と合計して6割（限度額8,000万円）を超えることはできません。

## 5．中間前払金の支払ができる条件

次の条件に全て該当することが必要となります。

工期の2分の1を経過していること。

工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること（出来高が50%以上であること）。

請負業者は、保証事業会社と保証契約を締結して、その保証証書（中間前払）を発注者（市）に寄託する必要があります。